

2月22日(土)午後1時50分頃、東京都において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客14名を乗せて運行中、歩行者と衝突した。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

なお、乗客に負傷者はいない。

事故当時、当該乗合バスは、当該歩行者が当該乗合バスから見て左側の歩道から道路を渡り始めたため、急ブレーキを掛けたが間に合わず衝突した模様。

(2) 乗合バスの車内事故

2月24日(月)午後3時10分頃、新潟県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せて運行中、バス停で乗客1名が乗車の際に乗車ロドアが閉まったため転倒した。

この事故により、当該乗客が脊柱圧迫骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスの運転者が当該バス停で乗客を乗車させる際に、当初、2名の乗客が待っていたため、2名が乗車した時点で乗客はいないものと思い込んで乗車ロドアを閉めてしまったため、後から乗車した当該乗客が外へ押し出され転倒した模様。

(3) タクシーが歩行者を轢いた事故

2月22日(土)午前4時5分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くタクシーが帰庫するため空車にて走行中、何かに乗り上げた衝撃があり、車両を止め、降りて確認したところ、人が倒れていた模様。

この事故により、倒れていた人が死亡した。

(4) タクシーと乗用車が衝突した事故

2月22日(土)午後7時25分頃、静岡県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客3名を乗せて運行中、右側の施設へ進入するため右折したところ対向の乗用車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が死亡し、当該タクシーの乗客1名、当該タクシーの運転者及び当該乗用車の運転者の計3名が軽傷を負った。

事故現場は、片側2車線の直線道路で信号が設置されており、事故当時、当該タクシーは、当該施設に進入するため右折レーンから右折した模様。

(5) タクシーと軽自動車衝突した事故

2月24日(月)午前10時30分頃、岡山県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、対向してきた軽自動車と衝突した。

この事故により、当該軽自動車の同乗者1名が死亡し、運転者が軽傷を負った。

とともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

このような関係法令の遵守や自主的な取組みの励行については、これまでも通達等を発出し、対策の実施をお願いしてきたところですが、そのような状況にも関わらず、引き続き運転者の健康面での問題に起因する事故が依然として発生している状況にあります。

具体的には、平成25年7月1日、三重県亀山市の東名阪自動車道において、貸切バスが乗客31名を乗せて運行中、当該バスの運転者が突然意識を失い、蛇行走行しながらガードレール、側壁に衝突し、乗客3名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた事故が生じています。

また、平成25年7月4日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが乗客8名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬送、交替運転者及び乗客1名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者1名が死亡、交替運転者1名及び乗客14名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

2. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

